

議案第13号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する運転免許の再取得に係る誤教示による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

東伯郡琴浦町 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金45,800円を支払うものとする。

3 事件の概要

運転免許の再取得について問い合わせた和解の相手方に対し、鳥取県警察本部交通部運転免許課所属の職員が、受講する必要がない講習を受講するよう誤って教示したことにより、和解の相手方に損害を与えたものである。